					Ħ	且 坐 十 (ム	1.4	· / III /				がかわっち
									<u>所管部(</u>	局)・課	総務部	・法務私学課
法	•	令 名		宗教	法人法		法令	令の番号	昭和	12 6 年法	律第12	2 6号
許	認可	可等の種類	宗教法人の設立に係		に係る	規則の認証		拠 条 項	第1		4条	
	宗教法人の設立に係る規則の認証に関する審査に当たっては、法の規定の外、特に以下の点に留意して行うものとする。 (1)法第2条に規定する宗教団体としての要件を具備するか否かの審査に当たっては、その個々の要件が、宗教団体の特性によって 多種多様であり、また、相互に関連することもあることから個々には弁別し難い場合があるので、総合的に判断を行う。 (2)法第2条の宗教団体とは、同条に規定する要件を形式的に具備するのみならず、現に団体としての実体を有し、社会通念上他の 個人又は団体とは区別された独自の活動を行っている団体をいう。											
審		したが を踏まえ [*]			以下「当	≦該団体」という。) が気	教団	団体であるか	いどうかについ	ては、次の	の点に旨	留意の上、(1)
台		当該	団体が法領	第2条に規定する主		ための宗教活動を行って 下「宗教団体であること		_				
查		一覧の	忝付を求る	か、これを客観的に	証明する	る写真等により確認する	こと					
基		より確	認すること	と。なお、信者の数	につい	て、宗教団体であること ては、宗教団体としての 99運営、経理及び財産の	実位	本の確認の観	見点から審査す	ること。	を氷め、	週切び力法に
		ア 宗教団体であることを証する書類として、当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約の添付を求め、過去										
準	3 年間程度これに従った運営がなされているかどうかを調査すること。 イ 宗教団体であることを証する書類として、過去3年間程度の収支予算書及び収支計算書の添付を求め、その真実性とともに、											
	予算の執行が他と区別される独立した経済主体として行われているかどうかを調査すること。											
	ウ 宗教団体であることを証する書類として、財産目録の添付を求め、礼拝の施設に係る不動産などの財産が、他と分離独立し											
	た当該団体自身のものであるかどうかを調査すること、なお、団体の永続性についても検討すること。 法第2条第1号の団体については、現地において礼拝の施設を確認すること。なお、礼拝の施設については、当該団体の特性											
	大第2宗第1号の団体については、現地にのいて礼拝の施設を確認すること。なの、礼拝の施設については、当該団体の特性 及び慣習を考慮の上、公開性の確保についても検討すること。											
	法第2条第2号の団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査することにより確認すること。											
受付	ţ	`+ <i>25112</i>	処理	`+ 7 5	交付	`+ 7 5	標準	 隼処理期間	9 0	日	目次	
機関]	法務私学課	機関	法務私学課	機関	法務私学課		標準経由期	月間	日	ΝO	

審查基準(公表用)

様式第3号

所管部(局)・課 総務部・法務私学課

						所官部(局)・課 総務部・法務私字課						
法		令 名		宗教	法人法		法令	令の番号	昭和	2 6 年法	律第 1	2 6号
許部	忍可	等の種類	宗教法人の設立に係		に係る麸	見則の認証	根	拠 条 項	第14条			
	(3) 当該団体が法第6条に規定する公益事業その他の事業を行うこととしている場合、次の点を審査する。 公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を欠くこととなっていないか どうかを確認すること。 公益事業以外の事業については、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障 を生じさせるものは、宗教法人の行うことのできないその目的に反する事業に当たると解されるので、この観点から検討すること。											
審	(4)法第1: るためのi	-		について	て、その証明している事	実の	存否に理由	ある疑いを持つ	つ場合に	は、その)疑いを解明す
查												
基												
準												
受付 機関		法務私学課	処理 機関	法務私学課	交付 機関	法務私学課	標準	集処理期間 標準経由期	9 0	日日	目次 N O	